



上海事務所: 上海市黄浦区九江路399号華盛大廈1007室 (TEL: 86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市工業園区中新路8號貴都大廈3FC2 (TEL: 86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市福田区竹子林紫竹七道8号求是大廈西座30層3018室 (TEL: 86-755-8831-6995)

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《労働紛争調停仲裁法》
2. 《環境情報公開規則(試行)》
3. 2008年5月より施行の法律法規

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《労働紛争調停仲裁法》

2007年12月末の全人代常務委員会で審議・可決された《労働紛争調停仲裁法》が2008年5月1日より施行される。《労働紛争調停仲裁法》は、2007年に公布された《労働契約法》・《就業促進法》に続く3番目の労働に関する法律である。

労働紛争解決のプロセス

① 調停

労働紛争が発生した場合、当事者は企業の労働紛争調停委員会、または人民調停組織、または郷鎮・居住区が設立した労働紛争調停機能のある組織に調停を申請することができる。

② 仲裁

調停が成立しなかった場合、または成立した後当事者の一方が約定期限内に調停協議を履行しない場合、当事者は法に基づいて仲裁を申請することができる。

③ 訴訟

当事者が仲裁裁決に不服な場合、仲裁裁決書を受取ってから15日以内に裁判所に訴訟を提起することができる。期限内に起訴しない場合、仲裁裁決が有効となる。

《労働紛争調停仲裁法》のポイント

① 時効の延長

現行の規定では、労働紛争発生の日から60日以内

に仲裁の申請が求められているが、《労働紛争調停仲裁法》では、当事者が知った、または知ったとみなすべき時から1年とする。

② 仲裁期間の短縮

現行の規定では、仲裁申請を受理してから60日以内に仲裁裁決を下さなければならず、最長30日間の延期が認められていた。《労働紛争調停仲裁法》では、仲裁期間の期限を45日以内、延期は15日間に短縮された。

③ “一裁終局”制の採用

以下の労働紛争は、仲裁裁決が最終的判断となり、裁決書が発行された時から有効となる。

(1) 労働報酬・労働災害医療費・経済補償金または賠償金の未払請求の案件で、現地の月最低賃金の12ヶ月分の金額を越えない紛争

(2) 就業時間・休憩休暇・社会保険など労働基準に関する紛争

④ 経済的負担の軽減

労働紛争の仲裁は無料となった。労働紛争仲裁委員会の経費は国庫が保障する。

⑤ 立証責任の合理的分配

当事者は自己の主張に関し、証拠を提出する責任がある。紛争に関する証拠を雇用者が所有・管理している場合、雇用者はそれを提出しなければならない。提出しない場合、不利な判断を受ける。

⑥ 調停プロセスの強化

労働報酬・労働災害医療費・経済補償金または賠償

金の未払による紛争で、雇用者が合意した協議を履行しない場合、従業員は裁判所に支払命令を申請することができる。

2. 《環境情報公開規則(試行)》

《環境情報公開条例(試行)》は、5月1日より正式に施行される。多くの市民が汚染排出削減活動に参加する足がかりとするため、環境保護部門及び環境汚染が深刻な企業に対し、重要な環境情報を強制的に一般公開させる。本規則のポイントは以下の通りである。

(1) 情報公開の主体及び範囲を明確にし、各級の環境保護部門に環境保護に関わる法律法規・政策・基準など 17 項目の政府環境情報の公開を要求。

(2) 汚染物質総排出量の基準を超えている企業は、4 項目の環境情報を公開しなければならない。商業秘密保護を理由に公開を拒否することはできない。

(3) 自ら環境情報を公開している企業は奨励する。

(4) 強制的に環境情報を公開しなければならない企業は、環境保護部門が企業リストを公開した後 30 日以内に、現地の主要なメディアで汚染物質排出状況を公表しなければならない。

(5) 公開した環境情報に違反している場合、環境保護部門は責任を追及し、企業に処罰を課す。

3. 2008 年 5 月より施行の法律法規

2008 年 5 月より施行されるその他の法律法規は以下の通りである。

《政府情報公開条例》: 公開の範囲は「個人と法人、その他組織の切実な利益に関するもの」とされ、具体的な内容としては、「法規・規範に関する文書」「経済・社会の発展計画」「経済・社会の統計情報」「財政予算・決算報告」「環境保護や公衆衛生・生産現場の安全・品質問題などに関する検査情況」などの項目である。

《広播電影電視総局アニメ放送の管理に関する通知》: 各地のテレビ局は、国外のアニメやその予告編の放送禁止時間を現行の 17 時~20 時という時間帯から 17 時~21 時までで延長しなければならない。

《食品栄養表示管理規範》: 包装済み食品に、エネルギー・たんぱく質・脂肪・炭水化物・ナトリウムなど 5 項目の主な栄養素及び含有量を標記しなければならない。

《北京市公共場所喫煙禁止範囲の若干規定》: 北京市内の小・中・高校、体育館など 10 種類の場所での喫煙が全面的に禁止となる。

中国最新情報

【上海】年収 12 万元以上の納税者数、29 万人突破

上海市財政部門によると、今年 3 月 31 日までに税務主管部門で申告を行った 07 年度年収 12 万元以上の上海市民の納税者数は 29 万 2 千人に上り、前年に比べて 22.6%増加。所得額申告総額は 1116 億 6 千万元、一人当たり平均所得額は 38 万 2 千万元、平均納税額は 6 万 1 千万元だった。

【蘇州】蘇州最大規模の IT 技研社、高新区に設立

蘇州最大規模の IT 技術研究開発機関である華碩科技(蘇州)有限公司が蘇州高新区に設立された。同社は世界をリードする開発チームを有し、米国のビジネスウィーク(週刊誌)に連続 8 年世界 IT 業界ベスト 100 に取り上げられている。

【深圳】北京五輪聖火、深圳に到着

北京五輪聖火リレー広東省の 2 番目の都市である深圳リレーが 5 月 8 日昼にスタート、深圳初の五輪優勝者の肖俊峰氏が第一走者を務めた。リレーコースは全長 41.6km、208 人の走者が参加。終点は深圳市体育センター西広場で、地域の各名所を経由する深圳経済特区改革開放 30 周年の歴史と成果を凝縮したコースだった。

本ニュースレターの著作権は弊社に帰属します。本文内容の無断での複製・転載を禁じます。

Copyright ©Y's consulting limited